

令和3年度 MICE 貸切バス等運行支援事業 支援金支払要綱

(目的)

第1条 一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー（以下「OCVB」という。）は、沖縄県内におけるMICEの開催を促進するため、インセンティブツアーおよびミーティング、コンベンションを対象とした貸切バス及び貸切ジャンボタクシー等手配の運賃に対し、予算の範囲内で支援金を支払うものとし、その支払いに関し必要な事項をこの要綱に定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱で対象とする「インセンティブツアー」とは、企業等により実施される報奨・研修・招待旅行等。及びそれに準ずる旅行を指す。

- 2 この要綱で対象とする「ミーティング」とは、企業が開催する会議・大会・セミナーを指す。
- 3 この要綱で対象とする「コンベンション」とは、学術会議、国内外の学会・協会が開催する会議及びそれに準ずる各種会議を指す。
- 4 「貸切バス等」とは、沖縄県で開催されるインセンティブツアーおよびミーティング・コンベンションに利用する貸切バス及び貸切ジャンボタクシー等のことを指す。
- 5 前項の「貸切ジャンボタクシー等」とは、沖縄県で開催されるインセンティブツアーおよびミーティング、コンベンションに利用する定員7名以上の貸切利用によるジャンボタクシー・ジャンボハイヤーのことを指す。
- 6 「参加者」とは、沖縄県在住者、添乗員、インファンントおよびオンライン参加者等を含まないものとする。

(支援金支払いの対象)

第3条 支払いの対象となる事業者（以下「支払対象事業者」という。）は、国内外におけるインセンティブツアーおよびミーティング、コンベンション主催者又は主催者が指定する旅行業者等とする。

- 2 支払い対象となる要件は、次のとおりとする。
 - (1) 沖縄県外（海外含む）から50名以上の参加者があること
 - (2) インセンティブツアーについては、行程に社内イベント（講演会、表彰式、貸切パーティー、社内会議、各種セミナー、研修、チームビルディング等）の要素を含むもの
 - (3) 「一般貸切旅客自動車運送事業」（以下「貸切バス事業」という）の許可を得ている事業者が所有するバスを1台あたり税込30,000円以上で借り上げ、催行したもの
 - (4) 「一般乗用旅客自動車運送事業」（以下「貸切ジャンボタクシー等事業」という。）の許可を得ている事業者が所有するジャンボタクシー・ジャンボハイヤーを1台あたり税込10,000円以上で借り上げ、催行したもの

- 3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、対象外とする。
- (1) 当事業において既に申請を行い、支援金支払いが決定しているもの
 - (2) 沖縄総合事務局が取り決める「貸切バス事業の運賃及び料金」の基準範囲外の金額で借り上げている貸切バス
 - (3) 沖縄総合事務局が取り決める「一般乗用旅客自動車運送事業の自動認可運賃等」の基準に基づき、下限額を下回る金額で借り上げている貸切ジャンボタクシー等
 - (4) OCVB が実施する、当事業以外の支援金事業にすでに申請を行い、支援金支払決定通知を受けているもの
 - (5) 主催者が国・地方公共団体及びそれに準ずる団体であること
 - (6) 開催内容が政治目的、又は宗教目的であるもの
 - (7) 学校や国、地方公共団体等から無償で、或いは一部助成を受けて借り上げている貸切バス及び貸切ジャンボタクシー等
 - (8) 募集型企画旅行や興行イベント（コンサート等）
 - (9) その他、支援金を支払うことが不適切と判断されるもの
- 4 支払いの対象となる期間は、次のとおりとする。
- (1) 前期：当事業実施年度の 4 月 1 日以降に実施され、同年度の 9 月 30 日までに実施される催事とする。
 - (2) 後期：当事業実施年度の 10 月 1 日以降に実施され、同年度の 2 月 28 日までに実施終了となる催事とする。
- 5 次に挙げる事業との併用は可能とする。
- (1) インセンティブツアー開催歓迎事業
 - (2) ミーティング・コンベンション開催歓迎事業
- 6 支援金は支払対象事業者が指定する金融機関口座に日本円で振り込みができること。
- 7 当事業の提出書類について、日本語で提出できること。ただし、固有名詞などはその限りではないが、ローマ字表記を行うなどの配慮をすること。

(支援金の支払い額)

第 4 条 支援金の支払いは予算の範囲内とし、申請受付順とする。

2 支払い上限額については、以下のとおりとする。

<貸切バスの場合>

1 日あたりの支払い額	一催事あたりの総参加者数 (県内参加者含む)	上限額
3 万円／1 台	500 名未満	30 万円
	500 名以上 1,000 名未満	45 万円
	1,000 名以上 1,500 名未満	60 万円
	1,500 名以上 2,000 名未満	75 万円

	2,000名以上	90万円
--	----------	------

<貸切ジャンボタクシー・ジャンボハイヤーの場合>

1日あたりの支払い額	上限額
1万円／1台	10万円

- 3 前項で定めている貸切バス・貸切ジャンボタクシー等については、併用して申請することができる。
- 4 複数の日程に分けて実施する同一の催事については、実施回数及び実施日に関わらずその全体を以て一催事とする。
- 5 支援金支払予定通知書発行後、貸切バス・貸切ジャンボタクシー等それぞれの支払い予定額を超えての支払いは、いかなる理由があっても行わない。

(支援金支払い申請)

第5条 支払対象事業者は、実施予定日より起算して原則30日前（土日祝日含む）までに、次に挙げる書類をOCVB会長へ提出しなければならない。

- (1) 支援金申請書（様式第1号）
- (2) 開催概要（趣旨、実施内容が明記されたもの）または行程表
- 2 前項の規定にかかわらず、当事業実施年度の5月15日までに開催される催事については以下のとおりとする。
 - (1) 当事業実施年度の4月1日から4月11日までに開催される催事は、同年度の4月1日を提出期限とする。
 - (2) 当事業実施年度の4月12日から5月15日までに開催される催事は、実施予定日より起算して原則10日前（土日祝日含む）を提出期限とする。
 - (3) 原則として、インセンティブツアーに限り当事業実施年度の7月7日から7月15日までに開催される催事は、開催される日の5日前（土日祝日を除く）を提出期限とする。
 - (4) 原則として、インセンティブツアーに限り当事業実施年度の7月16日から8月15日までに開催される催事は、実施予定日より起算して原則10日前（土日祝日含む）を提出期限とする。
- 3 申請総額が予算額を超過する場合には、支払い対象期間内であっても受付を終了し、その取扱いについては、次のとおりとする。
 - (1) 原則として、申請総額が予算額に達すると見込まれる日を受付終了日とする。その日までに申請書類等の不備なく、OCVB本社担当窓口へ提出されているものを有効な申請とする。捺印漏れ、書類不足、その他不備が生じている申請については一切受け付けない。
 - (2) 申請総額が予算額に達すると見込まれる日より原則10日前におきなわMICEナビにて通知する。

(おきなわ MICE ナビ <https://mice.okinawastory.jp/>)

- (3) 受付終了日及び予算に関する問い合わせは一切取り扱わない。

(支援金支払い予定額の決定)

第 6 条 OCVB 会長は、支払い申請を受けたときは、前条により提出された申請書等を審査し、申請内容が適当であると認めたときは、支援金支払予定通知書（様式第 2 号）により支払対象事業者にその旨を通知するものとする。

- 2 前項に定める支援金支払予定通知書は当事業の支払い予定を示すものであり、支払い額は実績報告書に基づいて決定するため、支払い予定額とは異なることがある。

(支援金支払い申請の取り下げ)

第 7 条 支援金の支払い予定の通知を受けた者（以下「支払予定事業者」という。）は、支援金の申請の取下げをする場合は、取り下げ申請書（様式第 3 号）を速やかに OCVB 会長に提出しなければならない。

(実地検査)

第 8 条 OCVB は必要に応じて、支払予定事業者に対し申請された実施日に実地検査を行うことができる。

(実績報告)

第 9 条 支払予定事業者は、催事終了後、次に挙げる全ての書類を OCVB 会長へ提出しなければならない。なお、(2)、(3)については、該当する書類のみの提出とする。

- (1) 実績報告書（様式第 4 号）
- (2) バス借上げ証明書（様式第 5 号）
- (3) ジャンボタクシー等借上げ証明書（様式第 5-1 号）
- (4) 参加者名簿又はそれに準ずるもの
- (5) 最終行程表（開催期間、行程、宿泊施設等が分かるもの）
- (6) アンケート

- 2 支払予定事業者は、前項に定められた書類を催事終了日より起算して原則 30 日以内（土日祝日含む）又は、次に挙げる日付のいずれか早い日を提出期限とする。なお、期限までに提出されない場合、支援金は支払わない。

- (1) 前期： 当事業実施年度 10 月 15 日
- (2) 後期： 当事業実施年度 3 月 5 日

(支援金支払い額の決定)

第 10 条 OCVB 会長は、前条の報告を受けたときは、報告書等の書類を審査し、報告内容が支援金の支払い決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、支援金支払決定通知書（様式第 6 号）をもって支援金の支払い額を通知するものとする。

(支援金支払い決定の取消し等)

第 11 条 OCVB 会長は、次に挙げる場合には第 6 条の決定の内容の全部又は一部を取り消し、若しくは変更することができる。

- (1) 法令又はこの要綱若しくはこれらに基づく OCVB 会長の処分又は指示に違反した場合
- (2) 当事業に係る申請及び報告等に関して不正、怠慢その他不適切な行為をした場合
- (3) 支払いの決定の後生じた事情の変更等により、第 3 条で定める要件に適合しなくなった場合

(支援金の請求、支払い)

第 12 条 第 10 条に定める支援金支払い決定通知を受けた事業者（以下「支払決定事業者」という。）は、次に挙げるいずれかの書類を OCVB 会長へ提出すること

- (1) 請求書（様式第 7 号）
 - (2) 海外送金における請求書（様式第 7-1 号）
- 2 提出期限は、OCVB 会長より支払い決定を通知した日から起算して原則 30 日以内（土日祝日含む）又は、次に挙げる日付のいずれか早い日とする。なお期限までに提出されない場合、支援金は支払わない。
- (1) 前期：当事業実施年度 10 月 29 日
 - (2) 後期：当事業実施年度 3 月 8 日
- 3 海外送金にかかる受取手数料は、支払決定事業者の負担とする。

(催事情報の公開)

第 13 条 OCVB 及び沖縄県は、MICE 貸切バス等運行支援事業の実績として、本事業で支援金を支払った MICE の概要の一部（催事名、主催団体名、開催期間、開催場所、参加者数、内訳）を公表することができる。

(書類の管理)

第 14 条 支払決定事業者は、本事業に係る関係書類（申請書類・OCVB より交付された書類・貸切バス等借上げ証明書）を当事業実施年度の翌年度から 5 年間保管しておかなければならない。

(免責事項)

第 15 条 当事業の履行において事業者間で発生した問題に対し、OCVB は一切関与しない。

(その他)

第 16 条 本要綱に定める提出書類は、原則として全て原本による取扱いとする。

2 この要綱に定めのない事項については、沖縄県と OCVB が協議して決定する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 3 年 7 月 7 日から施行する。